

国民年金の手続きはお済みですか？

◆平成29年度国民年金保険料額は16,490円です

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。国民年金には、「老齢年金」の他、万一障害や死亡といった不慮の事態の時に受け取れる「障害年金」や「遺族年金」があります。もし保険料を未納のままにしておくと、それらの年金を受け取れない場合があります。

◆保険料をまとめて納めると割引になりおトクです

平成29年4月から従来の口座振替に加え、現金(納付書)納付・クレジットカード納付でも2年前納を行うことが可能となりました。現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて割引があり大変おトクです。2年前納、1年前納、6ヶ月前納により割引額が違います。

◆保険料の免除制度があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。免除の申請は2年1ヶ月前までさかのぼることができます。

- ①経済的に保険料が納められない方・・・「申請免除」制度
- ②50歳未満の方・・・「納付猶予」制度
- ③20歳以上の学生さん・・・「学生納付特例」制度
- ④障害基礎年金や生活保護を受けている方・・・「法定免除」制度

◆保険料の「追納」ができます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

こんなとき、国民年金のお手続きを！

- ◆ 20歳になったら
- ◆ 仕事を退職したら
- ◆ 独立・起業したら
- ◆ 自営業の人と結婚したら

…など、いつもの生活が変わったら、年金の窓口へお早めに。

【ご相談窓口】 松江年金事務所 0852-23-9540

役場住民生活課 08514-2-1821 (直通)